

茅ヶ崎市基幹相談支援センター設置運営法人募集要項に関する質問への回答

No.	項目	ページ	質問の内容	回答
1	募集要項 仕様書 6対象者	7	<p>(2)茅ヶ崎市内に住所を有する障がい児、障がい者、その家族及びその支援者 (3)茅ヶ崎市が法の規定に基づき支給決定した者、その家族及びその支援者</p> <p>当事者及びご家族からの相談を受け、その後基幹型支援センターのみで抱えるのではなく、委託相談や支援に必要な関係機関に繋ぎ、支援を展開していく役割という理解でよろしいか。</p>	その理解で結構です。
2	募集要項 仕様書 8業務内容	9	<p>(6)医慮的ケア児等の支援に関する取組 関係機関とのネットワークの構築及び医療的ケア児等に関する各種会議への出席し、連携体制の強化及び円滑な業務の実施を図る。</p> <p>本文中の下線部分の解釈としては、市のコーディネーター配置事業を担うという理解でよろしいか。</p>	現時点では、基幹相談支援センターにおいて、市が配置する予定の医療的ケア児等コーディネーターに関する業務を担うことは想定していません。地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして各種関係会議に出席することなどにより、市内や湘南東部障害保健福祉圏域内等における関係機関や医療的ケア児等コーディネーター等と本業務を実施する上で必要な連携を図ることを想定しています。